

ケアハウスの計画に関する研究

その1 東海地方における先行事例の概要から

静岡大教育○小川裕子 岐阜女子大家政 中野迪代 谷口京子

目的 1989年度に制度化されたケアハウスは、入居者のADLの低下に対して①建物についてバリアフリー化を進めると共に、②サービス面では基本的なもの以外は地域の社会資源を利用するというものである。このことから、ケアハウスには設置者の方針によりその運営にかなりの巾があることが予想される。本研究では、1994年4月までに東海4県に設置済みのケアハウスの概要を明らかにして、主たるタイプ分けを行うことを目的とする。

方法 調査対象ケアハウスは、岐阜県0、三重県4/5、愛知県4/4、静岡県3/3（静岡のみ1993年4月までに設置済みのもの）の、計11である。調査時期は、静岡県1993年10月、三重県1994年4、5月、愛知県1994年7月。調査は施設長に対する調査票聞き取り調査により実施。

結果 開設後数ヶ月から4年以内と期間は短いものの、まだ空室が1割以上あるものが4施設ある。これらのケアハウスは、入居一時金（2～300万円）は課されていないが（当初は課していたが、入居者が集まらないために変更）、月々の費用が約3万円程高い。三重県内では3施設がこれに該当する。また、これらのケアハウスは、JRや私鉄の駅に比較的近いが、単独設置、あるいはデイサービスセンターのみの併設である。これに対して、入居率の高いケアハウスは、特別養護老人ホームを含む各種老人福祉施設や総合病院と同一敷地内にあるものが多いが、その場合、交通の便が悪い（駅までバスで30分以上）ことが多い。各ケアハウスにおける自立能力の低下した者の入居や入居後低下した者に対する処遇の方針は、併設施設と強く関連していると考えられた。以上の結果、①郊外立地敷地内完結型、②住宅地立地一体型、③住宅地立地単独型、④教会隣接型の4タイプに分けられた。